

平成27年12月14日

総務文教常任委員会 会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成27年12月14日
開会 13時30分 閉会 14時39分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席者 委員長 寺林俊幸 副委員長 野原恵子
委員 板垣良輔 小田新紀 岡本眞利子 千葉幹雄
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 内山美穂子 小島智恵 小川純文 藤原孟
眞尾記者（勝毎） 稲塚記者（道新）
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦
総務部長 菅野勇次 民生部長 境谷美智子
総務課長 武田健吾 総務係主査 甲谷英司
- 6 事務局 事務局長 野坂正美 議事課長 澤部紀博 議事係長 佐々木慎司
- 7 調査及び審査事件
1. 付託された議案の審査について
 - (1) 議案第85号 幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
 - (2) 議案第86号 幕別町部設置条例の全部を改正する条例
 - (3) 議案第87号 幕別町職員定数条例の一部を改正する条例
 2. 所管事務調査項目について
 3. 各種団体との意見交換会について
 4. その他
- 8 審査結果 別紙

総務文教常任委員会委員長 寺林俊幸

◇審査内容

(13:30 開会)

○委員長（寺林俊幸） ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本日は付託されました議案の審査について、所管事務調査項目について、各種団体との意見交換会についてを議題といたします。

これより、付託された議案の審査を行います。審査の進め方ではありますが、議案第85号幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について説明をいただき、その後質疑をお受けしたいと思えます。

次に議案第86号幕別町部設置条例の全部を改正する条例及び、議案第87号幕別町職員定数条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題として説明をいただき、質疑ののち3議案について討論、採決を行いたいというふうに思えます。

それでは、議案第85号幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について提出者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 議案第85号幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年5月に制定されました、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴いまして、同法の規定に基づき、次の3点の事項に関して条例で定めることとされましたことから、このたび本条例を制定しようとするものであります。

第1点目は、番号法に定められている事務以外に個人番号を利用する事務、いわゆる町独自利用事務について、第2点目は、町の同一機関内で特定個人情報を利用する事務、いわゆる庁内連携について、第3点目は、町の他機関への特定個人情報の提供についてであります。

なお、第1点目の町独自利用事務につきましては、番号法別表第一に掲げられているもの以外の事務、例えば子ども医療費などの各種医療費助成事務などで個人番号を利用する場合は、番号法の規定により、条例で定めることになっておりますけれども、本町においての独自利用事務は、現時点においては予定しておりませんので、本条例の規定には盛り込んでおりません。

今後、国等からの情報や他市町村の事例なども参考にいたしまして、マイナンバー制度の運用状況にも留意しながら慎重に検討してまいりたいと考えているところであります。

以下条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、用語の定義について定めるものであります。

第1号の個人番号は、いわゆるマイナンバーのことであります。

第2号の特定個人情報は、個人番号、マイナンバーを含む個人情報のことであります。

第3号の個人番号利用事務実施者は、行政機関や地方公共団体など、特定個人情報を効率的に管理するために、必要な限度で個人番号を利用する実施者であります。

第4号の情報提供ネットワークシステムは、個人番号と関連付けられた個人情報を、行政機関や地方公共団体などの間でやり取りするためのコンピューターネットワークによる情報システムのことです。

第3条につきましては、町の責務を定めるものでありますが、町は個人番号の利用等に関して、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとするものであります。

第4条につきましては、個人番号の利用範囲を定めるものであり、第1項では、町又は教育委員会が行う個人番号を利用する事務は、番号法に掲げる事務とし、第2項では、町又は教育委員会は、その個人番号を利用する事務を処理するために、必要な限度で番号法に掲げる特定個人情報を保有することができるものと定めるものであります。

ただし、他の地方公共団体等から情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでないとするものであります。

具体的な例を申し上げますと、例えば介護保険業務の中で介護保険料の算定事務を行うために、町が保管しております、世帯などの住民票関係情報や所得などの住民税関係情報を個人番号に紐付けられた個人情報として保有し利用することで、介護保険料の賦課決定を行うことができるものであります。

6ページをお開きください。

第5条につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。本条例の施行期日を平成28年1月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） マイナンバー制度については、一般質問ですとか12月の定例町議会の中でも、不安になる、そういうことを質問もしておりましたけれども、もう一つですね、視覚障がい者の場合、封筒は点字で郵送されるというんですけど、カードには点字で番号を読み取る機能がないというふうに伺っているんですが、町としては、マイナンバーに点字は記載されているんでしょうか。それであればね、点字の方もマイナンバーを利用したいと思うときに自分で利用することができると思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 現状で示されているものの中には読み取り機能はないとしております。

○副委員長（野原恵子） その場合、視覚障がいの方は番号を自分で確認するときには、どのような手立てを講じようとしていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 民生部長。

○民生部長（境谷美智子） 今現在こうするという確固たるものをきちんと決めてはいませんが、今のご質問を受けて、例えば信頼できる人に確認していただく方法とか、番号を点字に変えるとか、何か方策を取れるか1月1日までの間に検討いたします。

○委員長（寺林俊幸） 野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） この幕別町だけではなくて、全国的に視覚障がいの方は番号を自分で確認できないという、そういう情報もちよつとあるものですから、全国的な問題かなとは思いますが、ぜひそこも検討していただければと思います。以上です。

○委員長（寺林俊幸） ほかに質疑はございませんか。

なければ議案第85号幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に対する質疑は以上で終わります。

次に、議案第86号幕別町部設置条例の全部を改正する条例、及び議案第87号幕別町職員定数条例の一部を改正する条例の2議案について、一括して提出者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 議案第86号幕別町部設置条例の全部を改正する条例、及び議案第87号幕別町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第86号幕別町部設置条例の全部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は7ページ、議案説明資料は1ページ、併せて本日お配りいたしました資料の幕別町行政機構図、資料1をお開きいただきたいと思います。

本町では、平成28年5月に予定している新庁舎への移転を見据えた上で、行政改革の一環として第3次幕別町行政改革大綱推進計画の中で位置付けられている、時代の変化に対応できる効率的な組織・機構の見直しに取り組んできたところでありますが、このたび、新組織・機構案ができましたことから、現行の幕別町部設置条例につきまして、所要の改正を行いたいとするものであります。

なお、組織・機構の見直しにあたりましては、第1に町民サービスの向上につながることで、第2に町民参加と協働のまちづくりの推進を強化すること、第3に簡素で効率的な組織を構築すること、第4に政策目標に迅速かつ的確に対応する体制を確立することを目指したところであります。

はじめに、議案書の7ページをご覧くださいと思います。

第1条につきましては、地方自治法に定める町長の権限に属する事務を分掌する直近下位の内部組織といたしまして、現行の6部を4部とし、その名称とそれぞれの分掌事務を規定するものであります。

第1号では、企画総務部とその分掌事務、第2号では、住民福祉部とその分掌事務、次のページになりますが、第3号では経済部とその分掌事務、第4号では、建設部とその分掌事務について、それぞれ規定するものであります。

現行の機構、分掌事務と見直し後の機構、分掌事務を対比した図を用意しておりますので、資料1幕別町行政機構図をご覧くださいと思います。

左側が現行で右側が見直し案となっておりますが、各部の名称の下の四角で囲った枠内に分掌事務を記載しております。

はじめに、企画総務部につきましては、現行の総務部と企画室を統合したものでありますが、左側の総務部の(1)から(6)まで、企画室の(1)から(5)まで、合わせて11の分掌事務を、右側の企画総務部のアからコまでの10の分掌事務に整理統合、文言の修正

を行ったものであります。

次に、住民福祉部につきましては、民生部の名称を改めるとともに、列記する分掌事務の文言及び数を見直し、その事務内容がよりイメージしやすいものとなるよう改めるものであります。

なお、分掌事務のウの中の行政区、町民活動に関する事項につきましては、企画室から、エの中の危機管理に関する事項につきましては、総務部からそれぞれ移管することとしております。

次に、経済部につきましては、部の名称の変更はありませんが、分掌事務の内容がよりイメージしやすいよう文言を整理するものであります。

次に、第4号に掲げる建設部につきましては、現行の水道部と統合することとしており、水道等に関する事務は建設部で所管するため、文言の整理を行うものであります。

なお、イの地籍に関する事項につきましては、総務部から移管することとしております。

議案書の8ページにお戻りいただきたいと思えます。

次に、附則についてでございますが、附則第1項におきまして、本条例の施行期日を平成28年4月1日からとするものであります。

附則第2項から第10項までにつきましては、本条例の改正に伴い、各付属機関を所管する部署について文言の整理を行うものであります。一部の条例におきまして所管部署を課としていたものにつきましては、課の名称は規則で規定されるものであることから、このたび、部の名称に統一を図るものであります。

それでは、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思えます。

附則第2項関係についてでございますが、幕別町総合計画策定審議会条例の一部を改正するものであり、審議会の庶務を企画室から企画総務部に改めるものであります。

次に、議案説明資料の2ページをご覧ください。

附則第3項関係についてでございますが、幕別町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正するものであり、委員会の庶務を総務部総務課から企画総務部に改めるものであります。

次に、議案説明資料の3ページをお開きください。

附則第4項関係についてでございますが、幕別町特別職給料及び議員報酬審議会条例の一部を改正するものであり、審議会の庶務を総務課から企画総務部に改めるものであります。

次に、議案説明資料の4ページをご覧ください。

附則第5項関係についてでございますが、幕別町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正するものであり、委員会の庶務を民生部福祉課から住民福祉部に改めるものであります。

次に、議案説明資料の5ページをお開きください。

附則第6項関係についてでございますが、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正するものであり、協議会の庶務を民生部こども課から住民福祉部に改めるものであります。

次に、議案説明資料の6ページをご覧ください。

附則第7項関係についてでございますが、幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の一部を改正するものであり、委員会の事務局は、民生部福祉課に置くを、委員会の庶務は、住民福祉部において処理する、に改めるものであります。

次に、議案説明資料の7ページをお開きください。

附則第8項関係についてでございますが、幕別町都市計画審議会条例の一部を改正するものであり、審議会の庶務を都市施設課から建設部に改めるものであります。

次に、議案説明資料の8ページをご覧ください。

附則第9項関係についてでございますが、幕別町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであり、水道事業管理者権限に属する事務を処理する部署を水道部から建設部に改めるものであります。

次に、議案説明資料の9ページをお開きください。

附則第10項関係についてでございますが、幕別町簡易水道設置条例の一部を改正するものであり、簡易水道の事務所を水道部から建設部に改めるものであります。

次に、議案第87号幕別町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は10ページ、議案説明資料も10ページをお開きいただきたいと思います。

本条例は、このたびの組織・機構改革に合わせて、議会及び各執行機関の区分ごとに職員の定数を見直すことにより、地方公共団体としての規模の適正化を図ろうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

議案説明資料の10ページを、ご覧ください。

改正条例の第2条第1項につきましては、議会及び各執行機関の区分ごとに、職員の定数を規定するものであります。区分ごとの定数の在り方につきましては、平成28年4月1日における職員の実配置予定数を基準として、若干の余裕を持たせた人数としたところであります。

はじめに、改正条例における第1号の町長の事務部局の職員につきましては、このたび、水道事業に関して水道部を廃止し建設部に統合いたしますことから、定数においても別掲とせず一本化することとし、現行の224人と7人の合計である231人から19人減の212人とするものであります。

次に、同じく第2号の議会の事務部局及び第3号の選挙管理委員会の事務部局の職員につきましては、定数の変更はございません。

次に、同じく第4号の教育委員会の事務部局の職員につきましては、幼稚園に勤務する職員も含めて一本化することとし、現行の35人と4人の合計である39人から10人減の29人とするものであります。

次に、同じく第5号の監査委員の事務部局、及び第6号の農業委員会の事務部局の職員につきましては、定数の変更はございません。

次に、第2条第2項につきましては、定数外とする職員を規定するものであります。

第1号の兼務発令をされている職員につきましては、本務においてのみ定員に含めることとするものであり、第2号から第4号までに掲げられている事由により勤務に従事

していない職員につきましては、定数に含めないこととするものであります。

次に、第2条第3項につきましては、前項の規定により定数外とされている職員が復職した場合、当面の措置として定数に含めないことができるものとするものであります。

これは病気などを事由として休職した職員について、復職しても当分の間、勤務時間を制限しなくてはならない場合があることを想定したものであります。

以上の改正によりまして、職員定数の合計を、283人から29人減の254人とするものであります。

なお、参考にお配りいたしました、資料2をご覧くださいと思います。

現行体制と組織・機構の見直し案との職員数の比較表であります。

1ページの企画総務部から、部、課、係ごとの職員数をそれぞれ記載しておりますが、最後のページ、4ページをご覧くださいと思います。

下段に職員数の合計を記載しておりますが、見直し後の職員数合計は241人となっております、今回の改正後の定数とは差がありますけれども、災害などの突発的な事情により急遽人員増を図らなければならない事態にもすみやかに対応できるようにしたこと、あるいは町長部局、教育委員会等、各執行機関ごとに若干の余裕をもたせましたことから、トータルで、若干多めの職員数としたものであります。

議案書の10ページにお戻りいただきたいと思います。

附則についてであります、本条例につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 議案86号に対してなんですけれども、まず企画室と総務部が統一されるということですが、今まで企画といいますとやはり住民の情報などを聞かれたり、また総務課というと人事や財政のことに管理をされていたわけなんですけれども、それを一本化されるということは、大丈夫なのかなと心配がされるころであります。お金とそして人事と政策が集中しすぎるのではないかなとところが考えられます。

また、住民福祉部なんですけれども、今までの民生部からそのようなふうになるといふことなんですけれども、これを見ますとですね、82名ということ、すごい巨大な組織になるように思われるのですが、その中でいろいろな課がありまして、課長が5人ということになります。

5人の課長をまとめるのは部長であって、部長自体の重荷が大きいのではないかなと感じられます。それを一つにまとめていくことと、また部長の自分の業務に対してちょっと大変な部分もあるのではないかなという懸念があるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） まず、企画室と総務の統合の関係でございますけれども、こちらについてはですね、前段ご説明いたしましたように、今回の組織・機構の見直しの一つの大きな視点としてですね、政策目標に迅速、的確に対応する体制ということですね、政策立案を担当している企画部門と、それから財政の裏付けを持っている財政、そ

れから人事を担当している総務、そういったものを統合してですね、より政策の決定をですね、速やかに対応できるようにしたいというところがございます。

それと、住民福祉部5課ということで、部長の職責が重くなるのではないかとというようなことですが、確かに今回4課から5課ということで1課増えるんですけれども、業務につきましても企画で担当していた住民活動に関する部分、協働のまちづくりですとか、公区の関係ですとか、そういったものが業務として増えたりという部分もあるんですけれども、今回新庁舎が完成いたしましたして、今までの保健福祉センターに置いておりました3課がですね、本庁のほうに来るとということで、より民生部というか住民福祉部としてはですね、そういう連絡調整等もやりやすくなるというようなこともございますし、確かに課の数は増えるんですけれども、それぞれの課長を置いてございますのでそういった面ではですね、確かに部長の職責といたしまししょうか、重くはなるんですけれども中でやりきれるといふふうに考えております。

○委員長（寺林俊幸） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 今回の定例会の一般質問でもありましたけれども、町民への接遇ということでも、やはり行政の職員に対する人材育成ということも考えてみますと、企画と総務の一つになるところも大変ではないかなということが考えられます。

また、8回ほど検討会をされたということですが、その中で検討会はそのようにされていますけれども、やはりこれ行政というのは住民のサービスというところの観点からみますと、住民が混乱をするのではないかなと。逆に混乱を招くのではないかなという懸念があるんですけれども、その点についてはいかがですか。

○委員長（寺林俊幸） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 今回の機構改革にあたりまして、一番大きな柱としましては、管理職を少し減らしてですね、住民と直接接する職員の数を増やす。それによってトータルで5人増えることになっております。内訳としては、管理職が4人、部長、課長含めて4人減ります。係が9人ほど増えますので、差し引き5人増えるということになります。そういうようなことで、より住民と接する職員を多くすることによって、サービスの向上を図りたいというのが、まず大きな視点であります。それと住民福祉部が5課体制になりますが、大きくは住民福祉部の中では住民活動に関する部門と、それと今までの住民の保険、医療、福祉、そういう面と、二つを一つの部でやるという趣旨になっております。

確かに民生部長は所管する範囲が広がるわけですが、それぞれの課長がですね、しっかりと自分の所管する課のことを掌握して仕事をやっていけば、これは乗り切れると思っております。

それと人材育成のことにつきましては、これは今の企画室及び今の総務の中から住民と直接接する個々の事業につきましては全部住民福祉部のほうに移しますので、いわゆる計画の立案そして推進そして人事管理ということで内部事務にかなり仕事が重点化されます。

そういうようなことで、総務部におきまして職員の接遇とか、また職員を育てていく人材育成を十分充実した内容でやっていける、そのように思っております。

○委員長（寺林俊幸） 野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 今の関連してなんですが、職員の定数が全体で5人増えてますよね。職員は増えていますが、これに関わって全体を掌握していくということでは臨時職員も、別枠ですけれどもね、そういうふうに考えますと、係のところで掌握していく人数は増えていくのではないかと思うんですが、定数のところにも入ると思うんですが、この中で臨時職員もどのくらい人数が配置されているのか、そういうふうに考えますと、私はこの住民福祉部の人数が多いということは、掌握していくときに非常に困難が生じるのではないかなという不安を感じるころなんですね。

特に、子ども課とかそういうところでは保育士さんも臨時職員も多いわけですからね、そういうところもしっかり掌握して機能させていくというところでは、本当に人数が多いのではないかなというふうに思うところでもあります。

それで、民生部の中で、私、前回も質問をしたところなんですけれども、新エネルギーに関する部署も防災環境課というところに関わっていくという、前回の所管のときには、そういうふうにお話しされておりました。

それで、これから自然エネルギーということでは経済対策として位置付けていくということも考えていく時代になるのではないかというふうに思うんですね。それでそういう考え方をどう持つかというのが、担当部署も変わっていくということになると思うんです。

バイオマスも検討していくということも町長が答弁されておりましたけれども、これから多様な自然エネルギー、再生エネルギーということを考えますと、住民福祉部でいいのかな、経済部ではないかと私なんか思うものですから、そういうことも検討して民生部の人の配置、それから仕事の内容ということも検討されていくことが必要ではないかというふうに私は思っているところです。

そこのところちょっとお答えをいただきたいなと思います。

○委員長（寺林俊幸） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） まずはじめに、臨時職員の関係ですけれども、今回の組織・機構の見直しにあたっては、あくまでも正職員、定数に入る正職員の機構の見直しということですので、臨時職員、例えば委員が今言われるように、保育士の関係であれば子ども課で、臨時保育士の関係であれば子ども課で所管しておりますけれども、それらについては現行でもそうですし、今後も子ども課で所管してしっかりと正職員も含めた総体の人員管理といいたいでしょうか、そういったものは当然そこそこの担当課で所管して行っていくということでございます。

臨時職員については、今回は特別増やすだとかそういったことは考えてございません。

それともう一点の自然エネルギーの関係ですけれども、前回この委員会の中でもお話を差し上げたところなんですけれども、今回新たにですね、住民福祉部に防災環境課の地域環境係という係を新設いたしまして、そこの部署で総括的に新エネルギー等の関係について担当していくということでございます。

どうしてもですね、先ほど経済部門でないかというようなお話もあったんですけれども、例えばバイオガスの関係でいいますと農林課、それからそういった経済活動でないかというようなことであれば商工観光課が関係してくるかと思うんですけれども、そういったほかの部署も含めて庁内連携を深めまして、こちらの防災環境課が主

体となって総括で取りまとめを行っていく中で全体のまちのエネルギー施策を推進していこうということでございます。

○委員長（寺林俊幸） 野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 住民福祉部で総括的にこれから進んでいきたいというお答えでしたけれども、自然エネルギー、再生可能エネルギーということでは一つのまちおこし、それから人口対策と考えても大きな政策の一つになると思うんですね。

ですから、この機構改革の中で住民福祉部のところで総括的にそこに置くということでしたけれども、将来的にはやはり地域経済、そういうことも含めた対策としてきちんと係なり部としてね、将来を考えてまちづくりを考えていかなければならない部署ではあると思いますのでね、そういう検討もぜひね、されていっていただきたいと思いますので、課題として質問をさせていただきました。

○委員長（寺林俊幸） ほかに質疑はありませんか。小田委員。

○委員（小田新紀） 係の名称について2点、意見を述べさせていただきます。

住民福祉部福祉課の障がい福祉係というところですが、漢字、ひらがなの問題なんです、現行では障害の害という漢字をひらがなにとすることで、今かなり一般的になっているかなというふうに認識しています。その一方で障害の障という字もひらがなという流れもある中で、先進的にひらがなでというような手もあるのかなというようにことで、そこについてのご意見を聞かせていただければと思います。

それからもう一点は、教育委員会に関わる部分になります。教育委員会の生涯学習課の社会体育係ですが、社会体育という言葉自体がかなり古い言葉ということで、実際体育は学校教育に関わる部分も、その言葉自体はあるのかなと。国においてもスポーツに関する部分については、文部科学省スポーツ庁というところで庁が設置されているというところもありますので、意味合いは分かるんですけども、そのあたりの名称ですね。

かなり町外の各町の中でも、この言葉はなくなってきていて、スポーツ課とかスポーツ振興とか推進とか、そんなような言葉になっているところが多いかなというふうに思いますので、再考の余地があるかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 福祉のほうの障がい係のほうですね。これにつきましては法律上は害というのは、ご存じだとは思いますがけれども害、漢字で充てております。この漢字がですね、ちょっと大変厳しいということで、今どこの市町村もですね、一般的には害だけをひらがなに直している、というのが一般的ですので、あまり全部ひらがなにするとですね、逆に意味合いが分からなくなるということがありますので、これにつきましては、今のこの障だけを漢字にして害をひらがなにするというのが分かりやすいかと思っています。

それと社会体育係につきましては、確かにスポーツ係とかそういう言い方もあるかなとは思いますがけれども、それを理解しつつも今年度の見直しの際にまた考えさせていただきます。

○委員長（寺林俊幸） ほかに質疑はありませんか。板垣委員。

○委員（板垣良輔） 経済部のところですね。以前は商工振興係というのがありましたが、今回の見直しではなくなって商工労政係とかに変わっていると思いますけれども、それ

がいわゆる中小企業振興みたいなものになっていくということになるのでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 今回の見直しにあたりまして、現行体制の中で商工観光課の中に商工振興係とそれと観光労働係というのがございまして、今回観光の面をより充実させようということで、観光労働係の労働の部門をですね、商工振興係のほうに所管替えをしまして商工労政係というふうに名称を変更したところであります。

○委員長（寺林俊幸） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 中小企業の振興というのは、地方の自治体において中心となっていく政策の一つだと考えております。中小企業振興条例のような、そういうふうなより良いものが昨今いっぱいできております。

そういった中で、中小企業振興していく商工振興係というのがなくなってしまうというのに、少しく何て言うんですかね、残念な気持ちといいますか、そういうのを感じています。

これからどうなっていくのかちょっと分からないですか、もしもよければ改めて、今から難しいかも知れないんですが、商工を振興するような、そういう担当部署を設置していただけたらと考えております。

○委員長（寺林俊幸） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 商工振興係がなくなるのではなくてですね、その業務を残しつつ行政の部分も商工労政係という名称に変更して、業務自体は商工振興も含めてやっていくということです。

○委員長（寺林俊幸） ほかに質疑はありませんか。

○委員（岡本眞利子） ちょっとお聞きしたいのは、このように見直されてきますと、もちろん私達自身も慣れるまでがすごく分かりづらいと思うんですけれども、新しい庁舎になりましたら、総合案内なんかをつくるような予定は考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○委員長（寺林俊幸） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 新庁舎におきましては、現段階では総合窓口というのを専門で置く考えは今のところ持っておりません。と申しますのは、カウンターが全面に出しておりまして、一階の部分で言いますと窓口部門を一階に全て配置してございますので、その窓口の真ん中に住民票ですとか戸籍の窓口ができることになるんですけれども、そこにですね、総合窓口的な業務を担っていただくというふうに思っています。

それと合わせまして、今サイン計画をつくっている最中なんですけれども、なるべくですね、庁舎に入ったときに、どこの部署がある、どんな業務をやっているというようなことがなるべく分かりやすいようにサインを表示しようというふうには思っているんですけれども。

庁舎の建設をやっている中でですね、壁がどうしても少ないものですから、そういった面で苦慮をしているところなんですけれども、なるべくそういった分かりやすいような表示をしたいなというふうには思っております。

○委員長（寺林俊幸） ほかに質疑はございませんか。なければ議案第86号幕別町部設置条例の全部を改正する条例及び議案第87号幕別町職員定数条例の一部を改正する条例の

2 議案に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方々どうもありがとうございました。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に議案第85号幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についての各委員の意見をお伺いいたします。意見のある方は挙手を願います。野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） マイナンバーの件は、セキュリティの問題で非常に心配されるころではありましたが、今質問しましたとおり、視覚障がい者の方への通知の方法は、これは幕別町だけではなくて全国的にマイナンバーに点字の標記がないという、利用したいという方にとっては不備の点もあるという、そういう状況でもありますので、個人の情報がしっかり管理できる、していく、そういう方策を取っていただくということが一番大事なところかなと思います。制度上の問題はいろいろありますけれども、町民にとっては個人情報が漏れない、そこの管理をしっかりやっていただきたいというふうに思います。

○委員長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

意見がないようなので続いて討論を行います。反対者の討論はありませんか。討論がないということで、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第85号幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

○委員長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

従って、議案第85号幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号幕別町部設置条例の全部を改正する条例及び議案第87号幕別町職員定数条例の一部を改正する条例の2議案について、各委員の意見をお伺いいたします。野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 今86号、87号、まだまだ機構改革とか、それから何て言うんでしょうか、行政に関わる部署では意見のあるところでもありますけれども、町民からいろんな情報なんかも聞きますと、今私も質問しましたように、自然エネルギー、再生エネルギーの問題ですとか、それから職員の対応ですとか、様々な意見があります。

そういう中で、この設置条例がこれから何年間か実施されていかれると思うんですが、その中でまた、早めにね、いろんな意見が出てきた場合には町としてそういうような条例の改正も行われていかれると思うんです。

そういうことも、私達のこの条例を何年か経過した後にまた意見を言わせていただきまして、町民の声を反映させていけるような手立てを取っていきたいと思っております。

○委員長（寺林俊幸） ほかに意見はございませんか。意見がないようなので、討論を行いたいと思いますけれども、この議案に反対する討論はございませんか。

(なしの声)

○委員長（寺林俊幸） 賛成討論もございませんか。

(なしの声)

○委員長（寺林俊幸） これより採決を行います。まず、議案第86号幕別町部設置条例の全部を改正する条例については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

○委員長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

従って、議案第86号幕別町部設置条例の全部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号幕別町職員定数条例の一部を改正する条例について、討論を行いますが、反対討論はございませんか。

（なしの声）

○委員長（寺林俊幸） それでは討論を終わります。

議案第87号幕別町職員定数条例の一部を改正する条例については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

○委員長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

従って、議案第87号幕別町職員定数条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。